

(令和 8 年 9 月 1 4 日現在適用中)

1. 商 品 名	・ J A 福祉定期貯金
2. ご利用いただける方	・ 該当年金・手当を当 J A で受給している方
3. 期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 万円以上 3 0 0 万円以下 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>期間 1 年：年 0. 6 0 0 %（税引後：0. 4 7 8 %）</p> <p>・ 預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。ただし、年金・手当のお受け取りを当 J A から変更された方については適用しません。自動継続時には、「スーパー定期貯金」の約定利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>・ 満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・ 付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。</p> <p>・ 個人のお客さまは 2 0. 3 1 5 %（国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。</p> <p>※令和 1 9 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。</p> <p>・ 金利は、窓口でお問い合わせください。</p>
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6 か月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6 か月以上 1 年未満 : 約定利率 × 5 0 %</p>
10. 貯金保険制度（公的制度）	<p>・ 保護対象</p> <p>この貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 取扱期間	令和 8 年 9 月 1 4 日（月）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

<p>12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につ きましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電 話：0 7 7 6－5 0－7 6 1 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9） でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次 の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課ま たは J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも 可能です。</p> <p>福井弁護士会 （電話：0 7 7 6－2 3－5 2 5 5） 京都弁護士会 （電話：0 7 5－2 3 1－2 3 7 8） 愛知県弁護士会（電話：0 5 2－2 0 3－1 7 7 7）</p>
<p>13. その他参考とな る事項</p>	<p>・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。</p>

・ご不明な点は、当 J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。